

○農林水産省告示第二千三百十六号
犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省
令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平
成十一年十二月二十七日農林水産省告示第十六
百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の
規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定
める等の件）の一部を次のように改正し、公布の
日から施行する。

平成二十五年七月二十五日

農林水産大臣 林

芳正

「アジア州のうち 台湾」を削る。